平成２２年（フ）第４６５号
埼玉県入間市大字野田1454番地３　サンボウ仏子202
債務者　深澤　弘美
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４５１号
神奈川県伊勢原市桜台２丁目５番72号コーポチェリーヒル２－Ｃ号
債務者　守屋　富三
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４６１号
神奈川県平塚市纏674番地の１　ベルデ１号棟103号
債務者　瓦谷　登喜
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８１号
岐阜県瑞浪市穂並１丁目74番地
債務者　牧野　泰之
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第９３号
岐阜県土岐市土岐津町土岐口330番地の５、従前の住所岐阜県多治見市滝呂町12丁目152番地の４
債務者　奥原　康文
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第６２号
三重県松阪市西之庄町26番地７　ポレスター鈴の森406号
債務者　大北　真実
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１８号
長崎県五島市富江町富江335番地２
債務者　吉田　利文
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第１９号
長崎県五島市富江町富江335番地２
債務者　吉田　信代
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第１９３号
盛岡市中野１丁目17番４号
債務者　佐々木　隆
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１９５号
盛岡市緑が丘３丁目22番27号、申立時の住所盛岡市大通１丁目７番２号
債務者　佐々木美津枝
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１０９号
福島県喜多方市高郷町上郷字前林戊298番地２、前住所福島県耶麻郡高郷村大字上郷字前林戊298番地２
債務者　波田野聖矢（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
福島県会津若松市河東町南高野字高塚116番地、前住所福島県河沼郡河東町大字南高野字葉山16番地
債務者　佐藤さだえ
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
新潟県新発田市富塚町１丁目13番19号
債務者　阿部惠美子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第５５号
兵庫県小野市育ヶ丘町1475番地の247
債務者　平井　政義
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１０４号
香川県木田郡三木町大字池戸2233番地７
債務者　綾田　浩三
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１０５号
香川県高松市松島町２丁目11番12山地マンション503号
債務者　姜　　尚玉
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１８９号
香川県高松市多肥上町1132番地15
債務者　生島　一範
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係